

西興部村立上興部小学校『いじめ等防止基本方針』

平成26年3月策定

平成30年3月改訂

平成31年3月改訂

令和3年3月改訂

☆いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法より)

☆いじめの基本認識

- ・いじめは「いかなる理由があろうと、絶対に許されない」という強い認識に立つ。
- ・いじめを受けた子どもの保護が重要との認識で指導を行う。
- ・家庭との連携を図り未然防止に努める。
- ・個性等を尊重する態度を育てる指導を推進する。
- ・関係者が一体となって取り組むよう努める。

☆いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、全教職員により組織的な共通理解を図る。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、以下の点に留意する。
 - ・いじめを受けた児童を守り通す。
 - ・いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
 - ・特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず組織的に対応する。
 - ・解決に向けて保護者等と連携して取り組む。
 - ・教育委員会等の関係機関と相互の連絡・報告を密にする。
- ④学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して、事後指導・再発防止に努める。

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

○校内いじめ等防止対策委員会の設置

- ・校内いじめ等防止対策委員会を設置し、校長を中心に全教職員の協力体制を確立する。
- ・本委員会は、校長・教頭を含む全教職員をもって構成する。
- ・いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ・指導記録を保存し、進級等に当たって適切に引き継ぎ、情報提供できる体制をとる。

○年間計画と校内研修の実施

- ・校内いじめ等防止対策委員会により教職員の役割を明確化し、日常的な取組を行う。
- ・年間計画に基づいて、児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。

2 いじめの未然防止「いじめを生まない土壌づくりを推進する」

○道徳教育の充実

- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる態度を育てる。

○体験活動の充実

- ・他者との協力、社会性、公共の精神等、社会生活に必要な資質や能力を育てる。

○特別活動の充実

- ・自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信、いじめの問題に主体的に取り組む態度を育てる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・いじめ防止対策や対応についての啓発、意見交換を行う。
- ・インターネットのルールやモラルについて啓発を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見「問題を軽視せず、小さな変化を見逃さない」

○日々の観察

- ・児童の言動から生活実態のきめ細かい把握に努める。

○日記や連絡帳の活用

- ・児童、保護者と連絡を密に取り、信頼関係に基づいて交友関係や悩みを把握する。

○教育相談の実施

- ・定期的な教育相談のほか、児童が気軽に相談できる環境をつくる。

○いじめ実態調査アンケート等の諸調査や諸検査（Q-U等）の実施、活用

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、定期的の実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

○早期発見の視点

- ・児童の発達段階を考慮しながら、いじめを積極的に認知する姿勢で臨む。
- ・児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、教職員間で情報交換し、適切かつ迅速な対応を図る。

4 いじめに対する措置「特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する」

○初期対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・校内いじめ等防止対策委員会に直ちに情報を報告する。

○正確な実態把握

- ・校内いじめ等防止対策委員会が中心となり、速やかに実態を把握する。
- ・当事者双方およびその友人等の関係児童から個々に事情を聴き取り、記録する。
- ・全教職員で情報を共有し、事案を正確に把握して、いじめの事実の有無を確認する。

○指導体制

- ・校内いじめ等防止対策委員会が中心となり指導体制を整え、教職員の役割分担を図る。
- ・指導方針を明確にして教職員全体の共通理解を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ・教育委員会等の関係機関との連絡・報告を密に行う。
- ・必要に応じて外部専門家の協力を得る。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめを受けた児童の保護、心配や不安を取り除き、自尊感情を高めるように留意する。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という社会性を指導する。
- ・いじめた児童の抱える問題などにも考慮し、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ・当事者が好ましい集団活動を取り戻すまで、継続した指導を行う。
- ・インターネット上のいじめについては、情報モラルやルールを指導する。

○配慮が必要な児童への指導・支援

- ・障害のある児童が関わるいじめについては、当該児童のニーズや特性を踏まえ、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うときに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○保護者・関係機関との連携

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に双方の保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の理解と納得の上で、家庭と学校が連携した指導について協議する。
- ・児童の個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意する。
- ・PTA並びに学校運営協議会等との意見交換の機会を設け、連携を図る。
- ・教育委員会等の関係機関と連携・協力を行う。

5 年間計画

月	計画・評価	実態把握	教育相談	情報モラル	保護者・地域との連携	職員研修
4	年間計画検討 1学期計画確認			保護者啓発文書	家庭訪問	学級経営交流
5		アンケート	教育相談		清流交流	
6				事例研修	清流交流	
7		アンケート	教育相談		学校評価	学級経営交流
8	評価結果検討 2学期計画確認			保護者啓発文書		
9				児童用資料		
10		アンケート	教育相談		清流交流	
11					秋の上小っ子まつり	
12		アンケート	教育相談	保護者啓発文書	学校評価	学級経営交流
1	評価結果検討 3学期計画確認			携帯利用調査		
2						学級経営交流
3	評価結果検討			保護者啓発文書		